

様式第4号（第11条関係）

基住第345号
令和6年10月17日

第10区 区長 坂本 弘 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取り扱い

令和6年8月26日付けで提案のあった「第10区タカオマンション南側町道に防犯灯新規設置及び町道伊勢山・桜町線のきやま第10丁目に有るカーブミラー修繕（鏡面部取り替え）の件。」につきまして、まず防犯灯新規設置に関しては現地状況確認の結果、防犯街灯が必要と判断しました。基山町防犯街灯設置基準等に関する要綱第4条に基づき、防犯街灯に係る電気料については区または地区で負担の上、設置については町で計画することとします。

また、カーブミラーの修繕に関しては、提案のあった2基のうち1基（南側）については鏡面の劣化の進行が確認されましたので町で修繕を行うこととします。もう1基（北側）については劣化状況が今後より進行した場合、修繕を検討いたします。

2 取扱いの理由

防犯街灯の設置につきましては、基山町防犯街灯設置基準等に関する要綱第3条に掲げる基準により設置の可否を判断しており、提案の場所についてはこの基準に適合するものと判断いたしました。

また、カーブミラーの修繕につきましては、その機能を発揮できていないものを除き、劣化の進行が激しいものから順に修繕を行うこととしています。提案のうち1基（北側）については、カーブミラーとしての機能を発揮しており、劣化の程度についても比較的少ないと判断したため、上記の取扱いの判断を行ったものです。